(c)　分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(d)　分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に自国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなったときは、同盟の内部機関において投票権を行使することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、当該同盟国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(e)　予算は、新会計年度の開始前に採択されなかった場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算と同等の水準のものとする。

(5)　国際事務局が同盟に関連して提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、これを総会に報告する。

(6)(a)　同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。当該運転資金が十分でなくなった場合には、総会がその増額を決定する。

(b)　運転資金への各同盟国の当初の支払金の額又は運転資金の増額の部分への各同盟国の分担額の比率は、運転資金が設けられた年の各同盟国の分担金又は当該増額が決定された年の各同盟国の分担金の比率にそれぞれ比例するものとする。

(c)　支払の額及び条件は、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を受けた上で総会が決定する。

(7)(a)　その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合に当該国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、当該国と機関との間の別個の取極によってその都度定める。

(b)(a)に規定する国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えの約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8)　会計検査は、財務規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第八条　第五条からこの条までの規定の修正

(1)　第五条からこの条までの規定の修正の提案は、同盟国又は事務局長が行うことができる。当該提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、事務局長が同盟国に送付する。

(2)　(1)に規定する条の規定の修正は、総会が採択する。その採択は、投票数の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第五条及びこの(2)の規定の修正は、投票数の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3)　(1)に規定する条の規定の修正は、当該修正が採択された時に同盟の構成国であった国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)に規定する条の規定の修正は、その修正が効力を生ずる時に同盟の構成国である全ての国及びその後に同盟の構成国となる全ての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第九条　批准及び加入並びに効力発生

(1)　工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国は、この協定に署名している場合にはこれを批准することができるものとし、署名していない場合にはこれに加入することができる。

(2)　批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

(3)(a)　この協定は、批准書又は加入書を寄託した最初の五の国については、その五番目の批准書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

(b)　この協定は、(a)に規定する国以外の国については、その批准書又は加入書において一層遅い日が指定されていない限り、事務局長が当該国の批准又は加入を通報した日の後三箇月で効力を生ずる。それよりも遅い日が批准書又は加入書において指定されている場合には、この協定は、当該国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(4)　批准又は加入は、当然に、この協定の全ての条項の受諾及びこの協定に定める全ての利益の享受を伴う。

第十条　この協定の効力及び有効期間

この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約と同一の効力及び有効期間を有する。

第十一条　第一条から第四条まで及び第九条から第十五条までの規定の改正

(1)　この協定の第一条から第四条まで及び第九条から第十五条までの規定は、望ましい改善を行うための改正に付することができる。

(2)　全ての改正は、同盟国の代表の間で開催される会議において検討する。

第十二条　廃棄

(1)　いずれの国も、事務局長に宛てた通告によりこの協定を廃棄することができる。廃棄は、当該国についてのみその効力を生ずる。他の同盟国については、この協定は、引き続き効力を有する。

(2)　廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(3)　いずれの国も、同盟の構成国となった日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。

第十三条　領域

工業所有権の保護に関するパリ条約第二十四条の規定は、この協定の適用について準用する。

第十四条　署名、用語及び通報

(1)(a)　この協定は、ひとしく正文である英語及びフランス語による本書一通について署名するものとし、スイス政府に寄託する。

(b)　この協定は、千九百六十九年六月三十日まで、ベルンにおいて署名のために開放しておく。

(2)　事務局長は、関係政府と協議の上、総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(3)　事務局長は、署名した国の政府に対し、及び要請があったときはその他の国の政府に対し、スイス政府が認証したこの協定の署名本書の謄本二通を送付する。

(4)　事務局長は、この協定を国際連合事務局に登録する。

(5)　事務局長は、全ての同盟国の政府に対し、この協定の効力発生の日、署名、批准書又は加入書の寄託、この協定の修正の受諾及び当該修正の効力発生の日並びに廃棄の通告について通報する。

第十五条　経過規定

最初の事務局長が就任するまでは、この協定において機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、知的所有権保護合同国際事務局（ＢＩＲＰＩ）又はその事務局長をいうものとする。

外務大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三